

## 山武市放射線量測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の身近な生活環境の放射線量を把握するため、市が所有する放射線量測定器(以下「測定器」という。)を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸し出す機器は、シンチレーション式放射線量測定器とする。

2 貸し出す台数は、1回につき1台とする。

(貸出対象者)

第3条 測定器を貸し出す対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事業所を有する法人
- (3) 市内の自治会等の団体
- (4) 市内に土地又は建物を所有する人

(貸出時間等)

第4条 測定器の貸出時間は、開庁日の午前9時から正午までの3時間又は午後1時30分から午後4時30分までの3時間とし、返却時間も含むものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 一度この要領の規定により測定器の貸出しを受けた者及びその者の同一世帯員は、前回の貸出しを受けた日から起算して30日を経過した日以後でなければ再度申請することができないものとする。

(貸出申請等)

第5条 測定器の貸出しを受けようとする者は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に、貸出しを受けようとする日時をあらかじめ予約をしたうえで、山武市放射線量測定器貸出申請書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、本人であることを確認できる書類(運転免許証、健康保険証等をいう。)を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、測定器の貸出しを行うものとする。なお、貸出希望日が重複した場合は、先に予約を受付したものを優先する。
- 4 営利目的に使用されるおそれがあるときは、測定器の貸出しを行わないものとする。

(測定場所)

第6条 測定器を使用して測定する場所は、市内で、利用者が所有又は使用賃

貸借する場所及び道路、公園その他の公共の場所とする。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、貸出しを受けた測定器を善良に使用しなければならない。

2 利用者は、貸出しを受けた測定器を紛失又は著しい損傷を与えた場合は、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 利用者は、第4条に規定する返却時間を厳守しなければならない。

(機器の管理)

第8条 市長は、測定器の予約状況及び貸出状況を放射線量測定器管理台帳(別記第2号様式)により管理するものとする。

2 市長は、測定器の貸出しを行うとき及び返却を受けたときは、機器が正常に作動することを確認するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、測定器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

( 表 面 )

別 記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

山武市放射線量測定器貸出申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(携帯電話番号)

山武市放射線量測定器貸出要領第 5 条第 1 項の規定により、裏面注意事項に承諾し、次のとおり放射線量測定器の借受けを申請します。

使 用 場 所	所 在 地	山武市	
	測定場所		
使 用 日 時	年 月 日 ( )	時	分から
		時	分まで
本人確認書類	運転免許証・健康保険証・その他 ( )		
備 考			

市記載欄

貸出機器番号

貸出時間 時 分 担当職員

返却時間 時 分 担当職員

( 裏 面 )

放射線量測定器使用に関する注意事項

- 1 借受け及び返却の際は、職員の立会いのもと放射線量測定器（以下「測定器」という。）が正常に作動することの確認を受けること。
- 2 測定器は、事前に予約した者が受領するものとする。
- 3 申請者の連絡先は、携帯電話等、日中に連絡が取れる電話番号を記入すること。
- 4 借受者から第三者への譲渡又は転貸等を行わないこと。
- 5 測定器は、精密機械であることから、慎重かつ丁寧な取扱いに努めること。
- 6 測定器は、空間線量を測定する機器であるため、食品、水及び土壌の測定を行わないこと。
- 7 返却時間を厳守すること。
- 8 測定器を紛失し、又は著しい損傷を与えた場合は、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

